

議案第53号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月12日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 東京都市計画都営下馬アパート周辺地区地区整備計画区域における建築物の制限内容を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2東京都市計画都営下馬アパート周辺地区地区整備計画の部文教住宅地区の項キ欄第2号中「前項」を「前号」に改め、同欄第3号中「前2項」を「前2号」に改め、同欄第4号中「前2項」を「前2号」に、「同項」を「同号」に改め、同欄第5号中「この部」を「この号」に、「第1項から第3項まで」を「第1号から第3号まで」に改め、同部住宅地区の項キ欄第1号中「25m」を「15m」に改め、同欄第2号を次のように改める。

- 2 前号の規定にかかわらず、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更の決定の告示（平成31年4月1日世田谷区告示第374号）があった日（以下この号において「基準日」という。）において現に存する建築物で、その高さが15mを超えるもの（以下この号において「15mを超える既存建築物」という。）の敷地として使用されている土地の区域（以下この号において「既存区域」という。）において、基準日以後に建築される建築物で、高木（高さが4m以上である樹木をいう。）を敷地内に植栽したもの（既存区域と既存区域以外の土地を1の敷地として建築する場合にあっては、既存区域に存する建築物の部分に限る。）の高さは、15mを超える既存建築物の高さ以下とすることができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。